

広島県告示第百二二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
引野町六百二十六地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号から七号までを令和三年十二月二十七日広島県告示第千二百二十七号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱七号から十号までを順次結んだ線及び標柱十号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱四号は告示で指定した土地に存する標柱四号と三号を結んだ線上に存するものとし、標柱五号、六号及び七号は告示で指定した土地に存する標柱三号、二号及び一号と同一とする。

福山市							郡市・区
引野町							町
							大字
沖浦山							字
七六二六番三三	七六二六番二二	七六二六番一五	七六二六番六	七六二六番二	七六二六番三	七六二六番五	地番
標柱一〇号	標柱九号	標柱七号及び八号	標柱五号及び六号	標柱三号及び四号	標柱二号	標柱一号	標柱番号

次に掲げる土地に存する標柱十一号から十五号までを告示で指定した線に沿って結んだ線、標柱十五号から二十一号まで順次結んだ線及び標柱二十一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱十一号は告示で指定した土地に存する標柱七号と八号を結んだ線上に存するものとし、標柱十二号、十三号、十四号及び十五号は告示で指定した土地に存する標柱七号、六号、五号及び四号と同一とする。

福山市		郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
引野町							
沖浦山	新開	沖浦山					
七六二六番一九	五七四五番一	道敷	五七五二番地先市	七六二六番三	七六二六番一	七六二六番一	標柱二〇号
標柱二二号	標柱二〇号		標柱一八号及び一九号	標柱一六号及び一七号	標柱一四号及び一五号	標柱一二号及び一三号	

次に掲げる土地に存する標柱二十二号から二十四号までを告示で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱二十四号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱二十二号及び二十三号は告示で指定した土地に存する標柱十三号及び十二号と同一とし、標柱二十四号は告示で指定した土地に存する標柱十二号と十一号を結んだ線上に存するものとする。

福山市	郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
引野町						
沖浦山						
七六二六番一						
標柱二二号、二三号及び二四号						